

国立大学法人富山大学クロスアポイントメント手当支給細則

令和4年11月22日制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第30条の9に規定するクロスアポイントメント手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給額)

第2条 クロスアポイントメント手当の支給額は、国立大学法人富山大学職員のクロスアポイントメント制度に関する規則第4条に定める協定書（以下「協定書」という。）により指定された本学の教員が相手先機関に採用されたと仮定した場合の給与額に当該教員の業務のうちクロスアポイントメントの相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額が、当該教員の本学の給与額に当該割合を乗じて得た額を上回る場合、その差額を原則とする。

(支給要件)

第3条 クロスアポイントメント手当は、相手先機関がその必要経費を負担する旨を協定書に規定する場合に限り、本学から支給する。

(雑則)

第4条 この細則によりがたい場合又はこの細則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この細則は、令和4年11月22日から施行する。